

学級編制基準・県費教職員の定数決定・給与負担等の事務・権限の移譲について

県費負担教職員制度の現状と課題

- 現行制度では、**義務教育諸学校に勤務する教職員（校長、教頭、教諭、養護教諭、講師、学校栄養職員及び事務職員）の給与費は、優秀な教職員の安定的な確保、広域人事による適正な教職員配置、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、市町村立学校職員給与負担法に基づき都道府県の負担**とされている。（県費負担教職員制度。なお、義務教育費国庫負担法に基づき3分の1は国が負担）
- また、公立義務教育諸学校の**学級編制基準及び県費教職員定数の決定は、都道府県の権限**とされている。（学級編制法第3条、地教行法第41条）
- 一方、**政令市の県費負担教職員の任免、給与の決定、休職及び懲戒に関する事務は、当該政令市教委が行う**こととされている。（地教行法第58条）
- そのため、**政令市においては、人事権者と給与負担者が異なる、いわゆる「ねじれ」状態にあり、円滑な人事施策が行いにくい状況となっている。**

●学校教職員数の状況(平成25年5月1日現在の現員数)

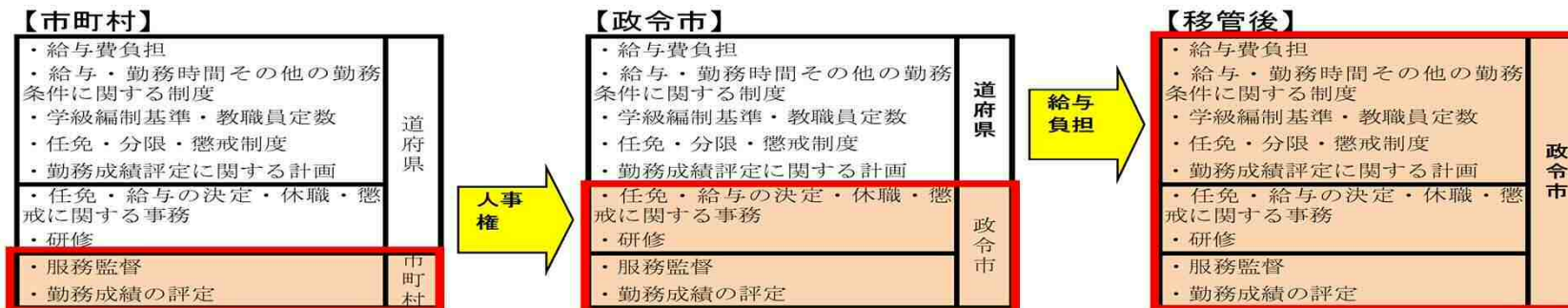
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費	市費	県費
校長・教員		3418		1612	385			211	385	5241
一般事務職員					27				27	0
学校事務職員		143		57				10	0	210
学校栄養職員		46						3	0	49
業務職	392		76		6		7		481	0
計	392	3607	76	1669	418	0	7	224	893	5500

※再任用職員を含む。

移譲により

移譲の効果

- 給与負担権限と人事権限のねじれが解消し、教育行政に関する政令市（道府県）の権限と義務が一致する。
- 給与負担権限と併せ、学級編制基準の決定及び教職員定数の決定権限を移譲することにより、**政令市自らが加配定数の数や内容を判断できることとなる等、より一層、学校の実情に即した教職員配置が可能となる。**



平成 25 年 11 月 14 日

県費負担教職員制度の見直しに係る 財政措置のあり方に関する合意

指定都市所在道府県
指定都市

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに対する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることが前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2% の税源移譲が行われることに合意する。

なお、地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、また、基準財政収入額の算入率については、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定されたい。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

併せて、今回の移譲に伴い、健全化指標の悪化により、継続的な財政運営に影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じられたい。

○ 県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲の経過

- ・ 県費負担教職員制度については、教職員の任命権は指定都市が有しているのに対して、給与費負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているという現行制度上の「ねじれ」を改め、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整える必要があるため、指定都市ではこれまで国等に対して制度の見直しを提案してきたところです。
- ・ 平成25年3月12日の「義務付け・枠付けの第4次見直し」(閣議決定)及び平成25年6月25日の第30次地方制度調査会答申を受け、指定都市と関係道府県との間で事務移譲の協議を進めてきたところですが、本日、指定都市と指定都市所在15道府県との間で、県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲することに合意したところです。

○ 所要額等の試算 (道府県提出資料の平成24年度決算ベースにより試算)

- ・ 県費負担教職員分給与費等所要額
指定都市合計 約8,754億円 (うち本市 約396億円)
- ・ 事務移譲に伴う税源移譲
個人住民税所得割2%相当額合計 約5,270億円 (うち本市 約367億円)

関係閣議決定・答申等

「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）（抄）

- ・ 指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担（市町村立学校職員給与負担法1条）、県費負担教職員に係る定数の決定（地方教育行政の組織及び運営に関する法律41条1項、2項）及び学級編制基準の決定（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律3条2項）については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。

「教育委員会等の在り方について」

（平成25年4月15日 教育再生実行会議第二次提言）（抄）

○ 国は、県費負担教職員の人事権について、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、市町村に移譲することを検討する。また、指定都市について、税財源措置の方策等に関して関係道府県・指定都市等の理解を得た上で、教職員の人事権者と給与負担者を一致させることを検討する。学校についても、教職員の人事についての校長の権限を強化するため、市町村の教育行政部局は、校長の意向の反映に努めることとする。

地方制度調査会の答申

- ・ 「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申」（平成25年6月25日地方制度調査会答申）（抄）

事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。その際には、一律の税源配分の見直しのみによって個々の指定都市に新たに生じる財政負担を適切に措置することは困難であり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠である。なお、財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県

側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである。

「今後の地方教育行政の在り方について」

(平成25年10月11日中央教育審議会審議経過報告)(抄)

② 指定都市に県費負担教職員の給与負担を移譲するに当たっての税財源措置の方策及び給与・旅費事務を実施するための体制整備、教職員の人事配置への影響などについて

- ・ 教職員配置に係る権限と負担を一致させる観点から、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、指定都市に移譲する方向で見直すことが適当である。その際、都道府県から給与負担を移管するにあたっては、財源調整が必要になってくることから、指定都市に対する安定的で確実な財政措置や、指定都市教育行政部局が給与・旅費支給事務を実施するための事務体制の整備やこれに係る財政上の課題などについて検討し、関係者の理解を得て進めることが必要である。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（任命権者）

第三十七条 市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 （略）

（県費負担教職員の定数）

第四十一条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定める。

3 （略）

（指定都市に関する特例）

第五十八条 指定都市の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

○市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和三十五年法律第百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和三十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する

基準に適合するものに限る。) (以下「給料その他の給与」という。) 並びに定時制通信教育手当 (中等教育学校の校長に係るものとする。) 並びに講師 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。) 第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。) の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償 (次条において「報酬等」という。) は、都道府県の負担とする。

- 一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員 (義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。)
- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律 (昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。) 第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員 (特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。)
- 三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和三十三年法律第百十六号)

(学級編制)

第四条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第二項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準を標準として、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮して行う。

(小中学校等教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程 (学校給食法第六条に規定する施設を含む。) に置くべき教職員の総数 (以下「小中学校等教職員定数」という。) は、次条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第九条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。 この場合においては、それぞれ、当該各条に規定する数を標準として、当該各条に定める教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

2 (略)